○筑波大学科目等履修生細則

（平成１７年７月２１日
法人細則第２４号）

改正　平成１７年法人細則第３６号
平成１９年法人細則第１０号
平成２０年法人細則第　１号
平成２２年法人細則第１２号
平成２３年法人細則第２８号
令和　元年法人細則第１２号
令和　２年法人細則第２１号
令和　６年法人細則第２７号
令和　７年法人細則第　２号

筑波大学科目等履修生細則

（趣旨）

第１条　この法人細則は、筑波大学学群学則（平成１６年法人規則第１０号。第１６条において「学群学則」という。）第６９条第３項及び筑波大学大学院学則（平成１６年法人規則第１１号。第１６条において「大学院学則」という。）第７５条第３項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　科目等履修生として入学できる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。

（入学の出願に係る書類）

第４条　科目等履修生となることを志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の方法により、筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程（平成１７年法人規程第３４号。以下「授業料等規程」という。）第２条第１項及び第２項に規定する額の検定料を納付の上、入学願書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。ただし、授業料等規程第３条に規定する場合に該当するときは、検定料の納付を要しない。

(1)　最終学校成績証明書（志願者の学歴のうち最も上位の学校に係る成績証明書をいう。次項において同じ。）

(2)　その他学群、グローバル教育院又は学術院（以下「学群等」という。）において選考上必要とするもの

２　前項の規定にかかわらず、最終学校成績証明書は、前年度から引き続いて出願するとき又は廃校その他相当の理由があるときは、添付を要しない。

（選考方法）
第５条　志願者の選考は、書類審査その他学群等の定める方法により行うものとする。

（選考手続）
第６条　選考手続は、次のとおりとする。
(1)　学群等は、前条に規定する選考を実施し、判定資料を作成する。
(2)　人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあってはグローバル教育院会議、学術院にあっては学術院運営委員会（次条において「教育会議等」という。）が、前号の判定資料により合否についての原案を審議する。
(3)　学群長、グローバル教育院の教育院長及び学術院長（以下「学群長等」という。）は、前号の審議の結果を学長に報告する。

（選考委員会の設置）
第７条　教育会議等は、前条第２号に規定する合否についての原案に係る審議を行わせるため、別に定めるところにより、教育会議等に代えて、それぞれ入学者の選考委員会を設置することができる。

（合否決定等）
第８条　学長は、第６条第３号に規定する学群長等の報告に基づき合否を決定し、その結果を志願者に文書をもって通知する。

（入学手続及び入学許可）
第９条　前条の合格の通知を受けた者であって科目等履修生として入学を希望するものは、所定の期日までに、授業料等規程第２条第１項及び第２項に規定する額の入学料及び授業料を納付し、かつ、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、授業料等規程第４条の規定により準用する同規程第３条に規定する場合（授業料にあっては、同条第３号及び第４号の場合を除く。）に該当するときは、入学料及び授業料の納付を要しない。
(1)　誓約書
(2)　科目等履修生記録
(3)　その他学群等において必要とするもの
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（履修期間）
第１０条　履修期間は、入学を許可された年度内とする。

（履修科目の制限）
第１１条　学群長等は、必要があるときは、授業科目の履修を制限することができる。

（証明書の交付）
第１２条　科目等履修生の修得単位、在籍期間等については、本人の請求により、証明書を交付する。

（科目等履修生の所属の取扱い）
第１３条　科目等履修生の所属の取扱いは、教育を担当する副学長が別に定める。

（授業科目の履修方法等）
第１４条　科目等履修生に係る授業科目の履修方法及び単位の認定その他履修に関し必要な事項は、筑波大学の学生の例による。

（法人規則等の遵守）
第１５条　科目等履修生は、法人の法人規則等（次条において「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

（その他）
第１６条　科目等履修生については、この法人細則に定めるもののほか、必要な事項については、学群学則、大学院学則その他法人規則等の規定を準用する。

（雑則）
第１７条　この法人細則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この法人細則は、平成１７年７月２１日から施行する。
２　この法人細則の施行の際現に在籍する科目等履修生は、この法人細則の規定により入学したものとみなす。

附　則（平１７．１１．１７法人細則３６号）
この法人細則は、平成１７年１１月１７日から施行する。

附　則（平１９．３．２７法人細則１０号）
１　この法人細則は、平成１９年４月１日から施行する。
２　第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る科目等履修生の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学科目等履修生細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平２０．３．２７法人細則１号）
この法人細則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２２．５．３１法人細則１２号）
この法人細則は、平成２２年５月３１日から施行し、改正後の筑波大学科目等履修生細則の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平２３．９．２９法人細則２８号）
この法人細則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（令元．１２．２６法人細則１２号）
この法人細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令２．１０．２２法人細則２１号）
この法人細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令６．５．３０法人細則２７号）
この法人細則は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令７．２．２７法人細則２号）
この法人細則は、令和７年２月２７日から施行する。